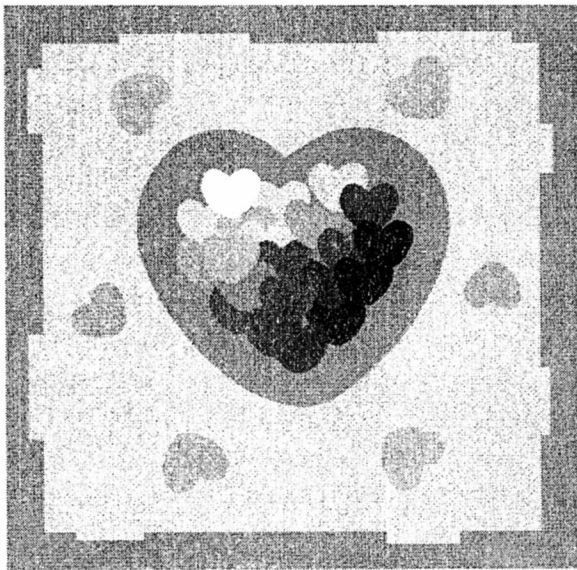


三豊市の放課後児童クラブ（学童保育）の基準



三 豊 市

平成 21 年 1 月

基準の策定にあたり

放課後児童クラブ（学童保育。以下放課後児童クラブとします。）は、共働き家庭や一人親家庭など、働きながら子育てをしている（しなければならぬ）親たちが安心して働き続けることができるようにという願いによって誕生しました。以後、こうした切実な要求の広がりや社会的な理解がすすみ、平成9年には児童福祉法に位置づけられるようになりました。（平成10年4月施行）

児童福祉法第6条の2第2項（注 平成18年4月に改正）では、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」とあります。

放課後児童クラブは、ここでいう子どもの放課後における「適切な遊び及び生活の場」にあたるものです。それは親が安心して就労できるためだけにある施設ではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場であるという目的を示しています。

放課後児童クラブは、単に放課後、行き場のない子どもを預かるだけ・預けるだけの場所ではありません。子どもの最善の利益を保障するために、また、子どもの人権を尊重するという立場からも、子どもが安心して豊かな放課後をすごせる居場所となってほしいと思います。

三豊市では、児童の健全育成と少子化対策（仕事と子育ての両立支援）の重点施策として、また放課後児童クラブが上記の目的の下、適切かつ安全な施設の配置、適切な指導員の配置、子どもの生活を豊かにする事業の実施と管理、障害児の受入等様々な問題点の改善、放課後児童クラブの質的向上を図るため、この度本市として「三豊市放課後児童クラブ（学童保育）の基準を策定しました。

本市としては、放課後児童健全育成事業を進める上からも、市内の放課後児童クラブがこの水準に沿って運営されることが急務であるとの認識をもっています。ただ、現在、市内の放課後児童クラブは様々な事情から、様々な運営形態・実施状況にあり、一律にこれを改善することは難しい状況ではありますが、少しでも目指すところに近づくことができるように努力してまいります。

平成21年1月

三豊市長 横山 忠 始

1 事業目的

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立を支援するものである。

このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するような計画、実施されなければならない。

また、本事業が優先的に対象とするのは、放課後児童クラブを必要とする就学児童で概ね10歳未満の児童であるが、各クラブの状況に応じて、高学年児童も受け入れる。その他、児童の生活環境や発達状況等からみて、放課後児童クラブでの受入が必要な児童も対象とする。

なお、上記の目的に鑑み、本事業にかかわるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理観をもって事業に従事しなければならない。

2 運営主体

事業の運営主体は、事業の公共性を鑑み、本市の運営とすることを前提とするが、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の地域団体等において、児童の福祉や地域の実情についての理解を十分に有し、継続的・安定的に運営することができると認められる団体にその運営を委託することができる。

3 設置の基準

(1) 開設

① 開設日

平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。

② 開設時間

平日は1日4時間以上、学校休業日等は1日8時間以上とする。

開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前8時から午後6時までを目安とする。また、必要とする児童がいる場合は、実

情に応じて延長保育を行う。ただし、朝の延長保育は7時30分より、夕方の延長保育については午後7時までを最大とする。

現状では、すべての放課後児童クラブで午後6時以降までの開設（延長）となっていないが、今後も午後6時以降までの開設（延長）に取り組む。

(2) 放課後児童指導員

放課後児童クラブ運営の中心である放課後児童指導員の職務等について定める。

① 職務

指導員は適切な遊びや生活の場を与えて子どもの成長・発達を図るために下記の業務を行う。

ア. 児童の保育

イ. 児童の出欠の管理、保育日誌の作成、保護者への連絡先の把握

ウ. おたよりや連絡帳などの保護者との連絡・調整

エ. おやつ（副食）の準備

オ. 防災対策・不審者対策等の安全管理及び危機管理

カ. 職員会議

キ. 年間、月間計画の作成

ク. 学校との連絡・調整

ケ. 施設・設備等の管理

（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理）

コ. 事業内容向上のための研修

② 資格等

放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。

ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」

イ. 特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第38条第2項第4号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者

ウ. 障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に2年以上従事した者

エ. 設置主体が定める研修を受講する者

③ 労働条件

ア. 雇用

運営主体は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法令を遵守し、労務規定（就業規則、給与規定等）、雇用契約書等を整備する。

イ. 健康診断

運営主体は、指導員について年1回の健康診断を受けさせなければならない。

なお、これに係る経費は運営主体が負担するものとする。

④ 事業内容向上のための研修

運営主体は、指導員の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなど条件整備に努める。また、県、市、その他機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保するものとする。

⑤ 指導員の配置基準

ア. 指導員の配置は、専任、非常勤を含み原則複数の配置とする。

イ. 児童数に応じた指導員の配置は次のとおりとする。

(ア)児童数 20 人未満の場合は指導員 2 名以上

(イ)児童数 20 人以上の場合は指導員 3 名以上

ウ. 児童数増に伴って指導員の増員が必要な場合は増員を図る。

エ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容に応じた指導員の配置に努める。

(3) 施設・設備等

① 施設設置

放課後児童クラブ施設は、原則小学校区ごととし、将来にわたる利用者需要を考慮し、必要な数を設置するものとする。

② 必要面積及び設備

生活室は、児童の生活（休息・遊び・学習等）ができるように児童 1 人あたり、

1. 9 8 m²以上確保し、生活に必要な設備・備品を備える。

(4) 適正な人数規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、児童の情緒の安定や事故防止を図る観点からおおむね 40 名程度までとし、1 放課後児童クラブの規模については 70 名までとする。ただし、現状でこれを超えているところについては、分割等を行い段階的に改善する。

4 運営・管理

(1) 登室について

児童の安全に配慮し、原則集団登室を行う。ただし、長期休業中及び学校休業日以外の登室は、保護者の送りとする。

(2) 降室について

保護者が迎えに来ることを原則とする。事情により児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ることとする。

また、降室時のお迎えでは、指導員と保護者とのコミュニケーションの場となることを意識する。

(3) 出欠について

- ① 指導員は出席簿を使用し、児童の出欠の管理をする。
- ② 欠席の場合は、保護者から連絡をもらうこととし、連絡がなく登室しない場合は保護者・学校と連絡をとり、子どもの状況を把握することとする。

(4) 児童の健康管理について

- ① 指導員は毎日、児童を観察し、健康管理に努める。
- ② 必要最低限の医療品や医療器を備える。
(体温計、水まくら、消毒薬、ばんそうこうなど)

(5) おやつ・昼食の対応について

- ① 昼食は、お弁当持参とする。ただし児童が行う調理実習等は、この限りでない。
- ② おやつは、栄養面を考慮して、発育に合わせたものに配慮する。
- ③ アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前に相談し対策を十分に行う。

(6) 事故やけがの対応について

- ① 指導員は応急処置などの対応を速やかに行う。
- ② 保護者に連絡をとり、保護者の判断又は同意を得る。
- ③ 保護者との連絡がとれない場合に備え、放課後児童クラブでの対応も想定する。
- ④ 放課後児童クラブで事故等があった場合は、必ず運営主体、事業実施主体に報告する。

(7) 家庭との連絡・協力について

活動内容について、「おたより」や「連絡帳」等を活用して、家庭との連携を図る。

(8) 保護者・保護者会の参画及び協力・連携について

保護者は、運営主体が放課後児童クラブの運営を行うにあたり、指導員と連携をするとともに、他の保護者と一緒になってできる限り事業への協力・参画を図り児童の生活の支援を行うことが重要である。

運営主体は、市担当部局及び保護者会の代表等と連携を密にし、保育内容の充実に努める。

(9) 個人情報の管理について

運営主体若しくは本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施よって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

運営主体は、個人情報の保護に関する法律及び三豊市個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 障害のある児童の受入

(1) 受け入れ

① 決定

障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、指導員の配置等に努め、受け入れに最大限努力する。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。

② 受け入れの進め方

放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。

(2) 指導員配置基準

障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。指導員は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。

(3) 児童の交流

様々な児童と一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。

(4) 研修

障害のある児童に対する指導・対応を充実させるために、特別支援児に関する研修を実施、又は県、その他の機関が実施する研修を受講できるように努める。

